

資料紹介

介護福祉士養成課程及び保育士養成課程における 実習の規定について

長谷川恭子・戸川 俊
千草 篤磨

はじめに

厚生労働省の保育士養成課程検討会は2017年5月に、「福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について」をまとめ、福祉系国家資格所有者への保育士養成課程の一部免除などについて検討結果を報告した。これは保健医療福祉の専門人材について、対人支援を行う専門資格を通じた新たな「共通基礎課程」の創設を検討するものであり、2021年度を目処に実施を目指すものである。また、その共通基礎課程創設までの間の当面の措置として、福祉系国家資格所有者への保育士養成課程及び試験科目の一部免除などの運用改善を検討するとしている。

すなわち、検討会では「介護福祉士養成施設卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、『福祉職の基盤に関する科目に該当する科目』の履修の免除を行う」こととしている。具体的な免除科目は、現行の保育士養成課程における「児童家庭福祉」「社会福祉」「相談援助」「社会的養護」「家庭支援論」「社会的養護内容」の必修科目6科目と、選択必修科目の「保育実習指導Ⅲ」「保育実習Ⅲ」である。なお、「保育実習Ⅲ」については介護福祉施設での実習が認められていることから、「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」の履修の免除が行われるとしている。すなわち、保育実習は「保育実習指導Ⅰ」と「保育実習Ⅰ」の履修だけとなる。一方、指定保育士養成施設卒業者に対する介護福祉士養成施設での一部科目免除は既に制度化されている。介護実習に関しては、「介護総合演習」120時間が60時間に、「介護実習」450時間が210時間に時間数が免除されている。

このように、相互に実習時間が一部免除されることになり、両養成施設卒業者にとっては資格を取得しやすくなる。しかし、介護福祉士養成施設と指定保育士養成施設の教員が互いの実習内容について理解し合っているとは言い難い。そこで、現行の両養成課程における介護実習及び保育実習について法令に基づいた具体的内容を改めて確認し、相互理解を深めたい。

1. 介護福祉士養成課程における「介護実習」

(1) 「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

介護福祉士資格取得に関する実習の規定については、文部科学省・厚生労働省令による平成28年3月31日付の「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」の第5条の十四と十五に

において、以下のように定められている。

第5条 法第40条第2項第一号に規定する学校に係る令第2条に規定する主務省令で定める基準は、次の通りとする。

十四 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成され、介護実習の総時間数に対する口の実習の時間数の割合が3分の1以上であるとともに、次に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ次に定める者を実習指導者とする。

(イ) 介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの（以下この号、次号及び第9条第1項第十号において「介護実習施設等」という。）であって、その人員の配置について介護保険法（平成9年法律第123号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものにおいて行われる実習 介護福祉士の資格を有する物又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者

(ロ) 次に掲げる要件に適合する介護実習施設等において行われる実習 介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

- ①実習における指導マニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。
- ②介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
- ③介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。
- ④介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。

(2) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」

厚生労働省社会・援護局長通知による平成20年3月28日付の「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添2「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」で「6.生徒に関する事項」「9.実習に関する事項」「9の2医療的ケアに関する事項」を以下のように定めている。

6. 生徒に関する事項

(4) 養成施設指定規則別表第4に基づき編成された各科目の出席時間数が養成指定施設校に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨を明記されていること。

9. 実習に関する事項

(1) 養成施設指定規則第5条第1項第十四号イの実習（以下「介護実習I」という。）につ

いては、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関りを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とすること。

(2) 介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。

(3) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう配慮すること。

(4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。

(5) 養成施設指定規則第5条第1項第十四号のロに規定する介護実習Ⅱを行う介護実習施設等の基準のうち、介護職員に占める介護福祉士の割合の基準については、常勤の介護職員のうち介護福祉士の人数が3割以上あれば満たすものであること。

(6) 実習内容、実習指導体制、実習中の安全管理等については、介護実習施設等との間で十分に協議し、確認を行うこと。

(7) 介護実習等における実習計画が、当該介護実習施設等との連携の下に定められていること。

(8) 介護福祉士養成施設において介護実習を担当する教員が、実習期間中に各介護実習施設等を週1回以上巡回して、個々の生徒について実習の課題を把握し、当該介護実習施設等における実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、介護実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に生徒が介護福祉士養成施設において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えない。

(9) 実習期間が1日から3日程度の実習にあっては、実習期間前に介護福祉士養成施設と当該実習を受け入れる介護実習施設等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標等を共有している場合には(8)によらなくても差し支えないこと。

(10) 実習の教育評価を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に生徒が介護福祉士養成施設において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護過程の展開の能力等について、個々の生徒の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。

(11) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。

(12) 介護実習における医療的ケアの実地研修の扱いについては、9の2によること。

9の2 医療的ケアに関する事項（介護実習における留意事項）

(3) 実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。なお、医療的ケアの見学及び実地研修を行う介護実習施設等は、介護実習Ⅰ・Ⅱのいずれでもよいこと。ただし、実地研修を行う場合には、(3)の要件を満たす必要があること。

(3) 社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習生の受入に関するご協力のお願について（依頼）

厚生労働省社会・援護局長通知による平成20年11月11日付の「社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習生の受入に関するご協力のお願について（依頼）」の中で参考として介護福祉士養成に係る実習概要を表1のようにまとめている。

2. 保育士養成課程における「保育実習」

－指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について－

保育士資格取得に関する実習については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による平成27年3月31日付の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の中の別紙2で「保育実習実施基準」を以下のように定めている。

第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

第2 履修の方法

1 保育実習は、次表（表2）の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

表 1. 介護福祉士養成に係る実習概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 実習科目名 | 介護実習 | |
| 実習時間数 | 計 450 時間 (うち 150 時間以上は実習施設・事業等Ⅱで行うこと) | |
| 実習指導者 | <p>1 実習施設・事業等Ⅰ 介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者</p> <p>2 実習施設・事業等Ⅱ 介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者講習会を修了した者 ※1、2ともに経過措置あり</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>● その他、2においては以下の要件も課される。</p> <p>1 介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上</p> <p>1 介護サービス提供のためのマニュアルや介護過程に関する諸記録の整備等</p> | |
| 実習施設の範囲 | <p>1 高齢者関係施設 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター</p> <p>1 障害者関係施設 ・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所等</p> | <p>1 児童関係施設 ・知的障害児施設 ・重症心身障害児施設等</p> <p>1 その他 ・救護施設等 ※実習施設・事業所Ⅰ、Ⅱ共通</p> |
| 実習指導者講習会の実施主体 | <p>・(社)日本介護福祉士会</p> <p>・平成21年度以降厚生労働大臣へ届出をしている法人</p> | |
| 実習指導者講習会の時間数 | 計 25 時間 (7 科目) | |
| 科目名 | <p>・介護の基本</p> <p>・介護過程の理論と指導方法</p> <p>・スーパービジョンの意義と活用及び学生理解</p> <p>・実習指導の方法と展開</p> <p>・実習指導の理論と実際</p> <p>・実習指導者に対する期待</p> <p>・実習指導における課題への対応</p> | |

表 2. 保育士養成に係る実習概要

| 実習種別（第 1 欄） | 履修方法（第 2 欄） | | 実習施設（第 3 欄） |
|---|-------------|-----------------|-------------|
| | 単位数 | 施設におけるおおむねの実習日数 | |
| 保育実習Ⅰ（必修科目） | 4 単位 | 20 日 | (A) |
| 保育実習Ⅱ（選択必修科目） | 2 | 10 日 | (B) |
| 保育実習Ⅲ（選択必修科目） | 2 | 10 日 | (C) |
| <p>備考 1 第 3 欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。</p> <p>(A) … <u>保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同基準同章第 3 節に規定する小規模保育 B 型に限る）若しくは同条第 12 項の事業所内保育事業であって同法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同法同条第 2 項の認可を受けたもの（以下「小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</u></p> <p>(B) … <u>保育所又は幼保連携型認定こども園</u>或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業</p> <p>(C) … <u>児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業は除く。）</u></p> <p>備考 2 保育実習（必修科目）4 単位の履修方法は、<u>保育所又は幼保連携型認定こども園</u>或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業における実習 2 単位及び (A) に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業以外の施設における実習 2 単位とする。</p> <p>備考 3 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 4 節に規定する小規模保育事業 C 型において、家庭的保育者又は補助者として、20 日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ（必修科目）のうち保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業における実習 2 単位、保育実習Ⅱ（選択必修科目）及び保育実習指導Ⅱ（選択必修科目）を履修したものとすることができる。</u></p> | | | |

2 保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、指定保育士養成施設の所長が定めるものとする。

3 保育実習を行う時期は、原則として、修業年限が2年の指定保育士養成施設については第2学年の期間内とし、修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第3学年以降の期間内とする。

4 実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定めるものとし、多人数にわたらないように特に留意するものとする。

5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。

6 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

第3 実習施設の選定等

1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。

2 指定保育士養成施設の所長は、児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定する場合に当たっては、保育士が実習生の指導を行う施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕があること、実習生の交通条件等についても配慮するものとする。

3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また、実習施設においては、その長及び保育士のうちから実習指導者を定めるものとする。これらの実習指導者は、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の実習指導者が中心となって相互に緊密な連絡をとるよう努めるものとする。

4 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。

5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。

3. まとめ

介護福祉士養成課程及び保育士養成課程における実習の指定基準について様々な項目から抜粋しまとめた中での共通部分として、実習の目的や修得単位数が挙げられる。目的としては、習得した教科全体の知識、技能・技術を基礎とし、各実習現場の対象者個々を理解したうえで総合的に実践する応用能力を養うことである。介護実習においては、加えて利用者ごとの介護過程を展開し具体的な介護サービスの提供の基本を身につけることも目的としている。

次に両者の違いについて、その特徴を2点挙げる。1点目は実習を行う施設の選定についてである。保育実習施設では保育の指導能力が充実している施設のうちから選定するものとされている。またこの選定については、指定保育士養成施設の所長に一任されている。それと比較し介護実習施設では、介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であり、実習指導者となる者は介護福祉士を取得し3年以上の実務経験を有する者、かつ実習指導者を養成する講習を受講した者とされており、細かな規定が定められている。

2点目は実習を担当する教員の巡回についての内容である。保育士養成施設の実習指導者（教員）は、実習中に少なくとも1回以上実習施設を訪問し指導することが条件であるのに対し、介護実習担当教員は週1回以上巡回し指導を行うこととされている。今後益々外国人留学生が増える中、介護実習担当教員は巡回指導を強化する必要があると考えられる。

保育実習について、「第2履修の方法備考2」にあるように、幼保連携型認定こども園及び小規模保育施設でも実習が実施可能になり、保育所が少ない地域では実習受け入れ施設の確保がより可能になるといった利点が考えられる。しかし、幼保連携型認定こども園では元の施設が幼稚園である場合の実習のあり方について、元の幼稚園ではなく保育所としての実習を行える体制を整える必要があるだろう。また小規模保育施設の場合であると少人数の乳幼児の受け入れであるため、保育実習Ⅰもしくは保育実習Ⅱのどちらかが小規模保育施設の場合、保育実習Ⅰもしくは保育実習Ⅱのどちらかを通常の保育所で行うなど配慮が必要になるのではないかと考えられる。これらに関しては全国保育士養成協議会が調査を行うことや保育実習ミニマムスタンダードを発行することなどで体制を整えているところである。しかしより良質な実習での学びを得るために、ミニマムスタンダード以上の条件整備をしていく必要があるのではないかと考える。

同様に介護実習において、「口の实習」は実習全体の3分の1以上という短期間で可という規定にはなっているが、こちらもより良質な実習での学びを得るために、「口の实習」の最低時間数を増やすなどの検討が望ましいと考える。

文 献

- ・厚生労働省保育士養成課程検討会 2017 福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について
- ・大豆生田啓友・三谷大紀 2018 最新保育資料集 2018 ミネルヴァ書房
- ・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会 2018 新訂・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集 第一法規
- ・全国保育士養成協議会 2017 「平成 28 年度指定保育士養成施設における教育の質の確保と向上に関する調査研究」
- ・全国保育士養成協議会 2018 「平成 29 年度保育実習の効果的な実施方法に関する調査研究」
- ・全国保育士養成協議会 2018 保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2 中央法規